

教第67号議案

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

現在、教員の育児休業期間においては、「神戸市立学校園育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験」における合格者である育児休業代替任期付教員を配置することで対応を行う一方、産前産後休暇期間においては、臨時的任用教員の任用による代替配置を行っている。

この度、処遇改善に伴う人材確保を主たる目的として、令和6年4月より、産前産後休暇期間においても、育児休業代替任期付教員による代替配置を可能とすることとする。

これに伴い、「神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則」において用語の整理等を行う必要があるため。

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則（令和4年4月神戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条及び第30条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項並びに神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号)第3条第1項の規定に基づき、神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条及び第30条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

<p>(選考の種類)</p> <p>第4条 選考の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市立学校園産前産後休暇・育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p>(選考の種類)</p> <p>第4条 選考の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市立学校園育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験</u></p> <p>(3)～(7) [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。